朝霞市 Asaka City

ご遺族支援ハンドブック

ご遺族の方へ

ご親族の方のご逝去に心からお悔み申し上げます。

朝霞市ではご遺族の皆様が必要となる市役所の手続きや、それ以外の一般的な手続きについて のハンドブックを作成しましたのでお役立てください。

事前準備について

朝霞市役所にて各種手続きをする際の流れになります。 まずはこちらをご覧いただき、ご来庁の前に、準備してください。



持ち物の確認



2ページの「来庁時の持ち物について」を ご確認ください。



STEP 2

委任状について



相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

STEP 3

ご遺族支援コーナーの予約



ご遺族支援コーナーをご利用される場合は、3ページの予約方法にてご予約ください。

STEP 4

各種手続きチェックリスト (5・6ページ)



該当事項を確認した後、各種手続きの「手続き詳細」や「必要なもの」をご確認ください。

STEP 5

このハンドブックと必要なものをご用意の上、朝霞市役所にお越しください。

朝霞市役所本庁舎 1階 ご遺族支援コーナー

来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、ご用意の上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- □ 来庁される方の本人確認書類(下記「本人確認書類について」参照)
- □ 預金通帳などの振込口座のわかるもの (※相続人の方や葬祭を行った方など)
- ※ご親族や相続人など、各種手続きのページにある「手続き可能な方」が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- □ 基礎年金番号が記載されているもの(年金手帳、年金証書、基礎年金番号通知書)
- □ 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証
 - ※加入者が亡くなられると葬祭を行った方へ葬祭費が支給されます。葬祭を行ったことを確認できるもの(葬祭領収書、会葬礼状など)をご用意ください。
- □ 介護保険被保険者証
- □ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

本人確認書類について

□ 1点で本人確認できる書類(顔写真付きに限る)

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降のもの)、 旅券 (パスポート)、在留カードなど

□ 2点で本人確認できる書類

健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、 医療受給者証、年金手帳 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。

ご遺族支援コーナーのご案内

朝霞市では、亡くなられた方に関する手続きをご案内する「ご遺族支援コーナー」を設置しています。 ご利用にあたっては、事前にインターネットまたは電話での予約が必要です。

※亡くなられた方の住民登録が朝霞市の方が対象です。

ご遺族支援コーナーでできること

●必要な手続きをまとめて受付できます

市役所での主な手続きについては、窓口を移動することなく、 1か所で完了することができます。

- ※一部、担当課でしかできない手続きもあります。
- ●専用ブースで安心して相談できます
- ●手続き時間は1枠60分程度になります。



場所・利用日時

場 朝霞市役所本庁舎1階 所

利用日時 月曜日から金曜日(土日・祝日・年末年始を除く。)

- ・午前9時から午前10時まで ・午前10時30分から午前11時30分まで
- ・午後1時から午後2時まで・午後2時30分から午後3時30分まで
- ※原則、事前予約制で各回1組

予約方法について

希望日の5日前(※)までに予約してください。(※土日・祝日・年末年始を除いた日数。)

- ●インターネット予約
 - ① 「朝霞市ホームページ」にアクセス
 - ② キーワード「ご遺族支援」で検索
 - ③ 画面の指示にしたがって予約してください





●電話予約 電話番号: 048-423-0815

受付時間:午前9時~午後5時(土日・祝日・年末年始を除く)

(予約期限の例) 7/1(月)が利用希望日の場合、6/24(月)までに予約を行ってください。

日付	6/22 (土)	6/23 (日)	6/24 (月)	6/25 (火)	6/26 (水)	6/27 (木)	6/28 (金)	6/29 (土)	6/30 (日)	7/1 (月)
			5日前							
予約	閉庁日	閉庁日	予約	4日前	3日前	2日前	1日前	閉庁日	閉庁日	
			期限							利用
予約	Web O	Web O	Web O			- (-)	-4			希望日
方法	電話×	電話×	電話〇	7月1日(月)の予約はできません						
7374	电四八	电四八								

身近な方が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ(目安)

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3か月以内	○葬儀・法要の連絡・調整○通夜・葬儀・告別式○初七日○四十九日○納骨	○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (36 ページ参照)	
以内		○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認	— (39 ページ参照)
4か月以内			○所得税の準確定申告 (40 ページ参照)
10か月以内		○遺産分割協議 (39 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告 (40 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

朝霞市で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、 ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助と なれば幸いです。

詳細ページ 区分 \checkmark 該当事項 マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた 住民登録 P.7 印鑑登録をしていた 国民健康保険に加入していた P.8 保 険 後期高齢者医療保険に加入していた P.10 国民年金に加入または受給していた P.12 厚生年金に加入または受給していた 年 金 共済年金に加入または受給していた P.13 農業者年金を受給していた 市税等の納付が済んでいない P.14 市民税が課税されていた P.15 税 金 固定資産を持っていた P.16 原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた P.17 65歳以上または介護認定を受けていた 介護保険 P.18 65歳以上で保険料が発生していた 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた 福 障害児福祉手当を受給していた P.19 祉 特別障害者手当を受給していた

死亡に伴う各種手続きチェックリスト(該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	\checkmark	該当事項	詳細ページ	
		特別児童扶養手当を受給していた	P.20	
福祉		在宅重度心身手当を受給していた		
		自立支援医療受給者証を利用して通院していた	P.21	
		心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた		
		重度心身障害者医療費の助成を受けていた	P.23	
		福祉タクシー券を利用していた		
		交通費補助(自動車燃料費またはバス・鉄道共通ICカード利用料金)を受けていた		
		児童通所施設を利用していた P.2		
		障害福祉サービスを利用していた		
こども				
ŧ		児童扶養手当を受給・ひとり親家庭等医療費受給者証を交付されていた	P.26	
		養育医療券を交付されていた	r.20	
上下水道		上下水道を使用していた	P.27	
水道		浄化槽を使用していた	P.29	
その他		遺品を廃棄したい		
		農地を所有していた	P.30	
		市民農園を借りていた	P.30	
		犬を飼っていた	P.31	

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

手続き カードの返却

手続き詳細	期限
亡くなられた方がナイナンバーカード、個人番号通知カード、住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもって自動的に廃止となります。 ※亡くなられた方の上記カードは、返納する必要はありません。税金や死亡保険等のお手続きでマイナンバーの提示を求められる場合がありますので、諸手続きが終わるまで保管してください。手続き終了後はご返却いただくか、細断して処分してください。	なし 手続き可能な方 ご親族の方
という 必要なもの とうしょう こうしょう こうしょ こうしょう とうしょ とうしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ しゅうしゅ しゅうしゅう しゅう	問い合わせ先
□ 亡くなられた方のマイナンバーカード・個人番号通知カード □ 亡くなられた方の住民基本台帳カード	総合窓口課 住基窓口係 ☎ 048-463-2605

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証 (カード) の返却または破棄

手続き詳細	期限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日 をもって失効します。	なし
同時に、印鑑登録証 (カード) は無効となりますので、返却または破棄 してください。	
	手続き可能な方
	ご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の印鑑登録証(カード)	総合窓口課 住基窓口係 ☎ 048-463-2605

国民健康保険に加入していた

手続き① 国民健康保険被保険者証の返却

手続き詳細	期限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用等を防ぐために国民健康保険被保険者証を回収しています。	速やかに
※市役所または各出張所に返却が難しい場合は、細断の上、破棄してく	
した。 ださい。	手続き可能な方
	ご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の国民健康保険被保険者証	保険年金課 17番 国民健康保険係 公 048-463-0283

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費 (50,000円) が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な方
	葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
□ 葬祭執行者の預金通帳など振込口座がわかるもの □ 葬祭執行を証明する書類 (葬祭領収書・会葬礼状)	保険年金課 17番 国民健康保険係 公 048-463-0283

国民健康保険に加入していた

手続き③ 高額療養費の支給申請

手続き詳細	期限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に支給申請ができます。	2 年間以内
	手続き可能な方
	相続人の方
必要なもの	問い合わせ先
□ 預金通帳など振込口座がわかるもの	保険年金課 17番 国民健康保険係 公 048-463-0283

手続き 4 相続人による送付先変更届の提出

手続き詳細	期限
後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に保険料の未納または還付 に関するお手紙を送付する場合があります。	約2週間以内
独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など送付した郵便	
物が返戻になるおそれのある方は送付先変更届をご提出ください。 	手続き可能な方
	相続人の方
必要なもの	問い合わせ先
□ 相続人であることがわかる書類	保険年金課 17番
法定相続人の場合:戸籍謄本の写しなど	国民健康保険係
指定相続人の場合:遺言書の写しなど	☎ 048-463-0283

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き①後期高齢者医療被保険者証の返却

手続き詳細	期限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用等を防ぐために後期高齢者医療被保険者証を回収しています。	速やかに
※市役所または各出張所に返却が難しい場合は、細断の上、破棄して ください。	手続き可能な方
	ご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証	保険年金課 18番 高齢者医療係 公 048-463-1928

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費 (50,000円) が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な方
	葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
□ 葬祭執行者の預金通帳などの振込口座がわかるもの □ 葬祭執行を証明する書類 (葬祭領収書・会葬礼状)	保険年金課 18番 高齢者医療係 公 048-463-1928

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き③ 申立書 (医療給付・保険料還付)の提出

手続き詳細	期限
被保険者が亡くなり後日、後期高齢者医療給付金、後期高齢者医療 保険料還付などが発生した場合に、相続人の代表者として受領する ために申立書の提出をしてください。	2 年間以内
	手続き可能な方
	相続人の方
必要なもの	問い合わせ先
□ 認印 (相続人のもの) □ 預金通帳など振込口座がわかるもの (相続人のもの)	保険年金課 18番 高齢者医療係 ☎ 048-463-1928

手続き ④ 送付先変更届の提出

手続き詳細	期限
被保険者が亡くなり後日、後期高齢者医療保険に関する通知が発生した場合に、相続人の代表者に送付するために送付先変更届を提出してください。	速やかに
	手続き可能な方
	相続人の方
必要なもの	問い合わせ先
□ 相続人であることがわかる書類 法定相続人の場合:戸籍謄本の写しなど 指定相続人の場合:遺言書の写しなど	保険年金課 18番 高齢者医療係 公 048-463-1928

3. 年金に関する手続き

国民年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号がわかるものを準備の上、事前にお問い合わせください。	速やかに
※受給していた年金が、老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害者基礎年金、	手続き可能な方
家婦年金、特別障害給付金のみの場合は、市役所へお問い合わせください。	ご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の基礎年金番号などがわかるもの	保険年金課 16番 国民年金係 ☎ 048-463-0284

厚生年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号がわかるものを準備の上、事前にお問い合わせくだ	速やかに
さい。	手続き可能な方
※受給していた年金が、老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金の場合は、ねんきんダイヤル等へお問い合わせください。	ご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの	川越年金事務所 な 049-242-2657 ねんきんダイヤル な 0570-05-1165

3. 年金に関する手続き

共済年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号のわかるものを準備の上、事前にお問い合わせください。	お問い合わせ下さい
	手続き可能な方
	お問い合わせ下さい
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの	各共済組合

農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

一手続き詳細	期。限	
受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は10日以内に住所地のJA (農業協同組合)を経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関 係届出書」を提出してください。	10 日以内	
	手続き可能な方	
	ご親族の方	
必要なもの	問い合わせ先	
□ 農業者年金証書 □ 受給権者の死亡日が確認できる住民票の写し、または 除籍抄本あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書	農業委員会事務局 56番 20048-463-1906	
MEMO		

4. 税金に関する手続き

市税等の納付が済んでいない

手続き① 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細 期限 亡くなられた方に未納の市税等や納付済の市税等の還付がある場合、 速やかに 相続人の代表者に承継していただくことになります。 相続人のうち、どなたが相続人の代表者になられるのか「相続人代表 手続き可能な方 者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務や還付を受ける 相続人の方 権利は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述 受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされ た方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。収納 課までご連絡ください。 必要なもの 問い合わせ先 □ 来庁される方の本人確認書類(P2 参照) 収納課 20番 □ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類(戸籍謄本等) 納税管理係 ※亡くなられた方と相続人が住民票上同一世帯の場合は不要。 **23** 048-463-2040 (市税等の還付がある場合) □ 預金通帳など振込口座がわかるもの(※相続人の代表者の方)

手続き 2 納付に係る手続き

手続き詳細	期限
亡くなられた方の市税等の納付が済んでいない場合は、亡くなられた方に代わって相続人の方に納付していただく必要がありますので、 既に届いている納税通知書により納付をしてください。納付書が お手元にない場合には、再発行が必要となりますので、収納課まで	納税通知書に記載の納期 限まで
	手続き可能な方
で連絡ください。	相続人の方
必要なもの	問い合わせ先
□ 納税通知書	収納課 20番 納税係 ☎ 048-463-2023

4. 税金に関する手続き

手続き③ 口座振替廃止等の手続き

手続き詳細	期限
亡くなられた方が口座振替を利用されていた場合は、窓口または 電話にて口座振替の廃止をお申し出ください。なお、相続人の方が 納税を承継し、口座振替での支払いを希望される場合は、相続人の 方の口座から引き落としの手続きができますので、市税等口座振替 依頼書をご提出ください。	速やかに
	手続き可能な方
	相続人の方
必要なもの	問い合わせ先
(相続人口座での口座振替を希望する場合のみ) □ 相続人の金融機関届出印 □ 預金通帳など振替口座がわかるもの	収納課 20番 納税管理係 23 048-463-2040

市民税が課税されていた

手続き 相続人代表者指定届の提出

3 NO C 17 NO	A) IX
亡くなられた方に市民税・県民税が課税されている場合、市民税・県民税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。	速やかに
相続人のうち、どなたが相続人の代表者になられるのか 「相続人代表者 指定届」 に必要事項を記入し、ご提出ください。	
※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。	手続き可能な方
※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。 家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出 が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての 方について提出が必要です。課税課までご連絡ください。	相続人の方
必要なもの	問い合わせ先
□来庁される方の本人確認書類 □ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類(戸籍謄本等) ※ 亡くなられた方と相続人が住民票上同一世帯の場合は不要。	課税課 市民税係 21番 ☎ 048-463-2853

固定資産を持っていた

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細 期限 固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、相続登記が完了するま 速やかに で、その納税義務者に代わって固定資産にかかる納税等の管理をしてい ただく方を相続人の中から指定する届出をして下さい。 納税義務者が亡くなられた翌年1月1日までに相続登記が完了した場合、 翌年度以降の納税義務者は相続登記された方(新所有者)となります。 ※相続登記については、法務局でのお手続きをお願いします。 手続き可能な方 ※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が 相続人代表者を指定することがあります。 相続人の方 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。 家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出 が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての 方について提出が必要です。課税課までご連絡ください。 必要なもの 問い合わせ先 □来庁される方の本人確認書類 課税課 固定資産税係 23番 □ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類(戸籍謄本等) **2** 048-463-2875 ※ 亡くなられた方と相続人が住民票上同一世帯の場合は不要。 管轄の法務局 さいたま地方法務局 志木出張所 **2** 048-476-1230 MFMO

4. 税金に関する手続き

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期限
亡くなられた方の名義の車両 (ナンバープレート) を相続しない場合、必ず廃車 (ナンバープレートの返納) の手続きをしてください。	亡くなられた日から30日以内
必要なもの	手続き可能な方
 □ ナンバープレート □ 標識交付証明書 □ 来庁される方の本人確認書類 □ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類(戸籍謄本等) □ 相続人以外の方が手続きする場合のみ:相続人からの委任 状 	①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合に は、相続人からの廃車に関す る委任状が必要となります。
	問い合わせ先
	課税課 22番 庶務係 ☎ 048-463-2851

手続き 2 相続人への名義変更

手続き詳細	期限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	亡くなられた日から15日以内
必要なもの	手続き可能な方
□ 標識交付証明書□ 来庁される方の本人確認書類□ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類(戸籍謄本等)□ 相続人以外の方が手続きする場合のみ:相続人からの委任 状	①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合に は、相続人からの名義変更に関 する委任状が必要となります。
	問い合わせ先
	課税課 22番 庶務係 ☎ 048-463-2851

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き 証書の返却

手続き詳細	期限
介護保険被保険者証を返却してください。介護保険負担割合証及び介 護保険負担限度額認定証を交付されていた場合は返却してください。	なし
※市役所または各出張所に返却が難しい場合は、細断の上、破棄してく	
ださい。 	手続き可能な方
	ご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
□ 介護保険被保険者証 □ 介護保険負担割合証 □ 介護保険負担限度額認定証	長寿はつらつ課 14番 介護保険係 な 048-463-1951 な 048-463-1952

65歳以上で保険料が発生していた

手続き 相続人代表者による届出書の提出

手続き詳細	期限
後日、市より保険料の還付または未納に関するお手紙を送付する場合が あります。	速やかに
※郵送手続き可。お電話でご連絡いただければ届出書を郵送します。	
	手続き可能な方
	相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
□ 相続人代表者の本人確認書類 □ 相続人代表者の預金通帳など振込口座がわかるもの □ 相続人であることが分かる書類 法定相続人の場合:戸籍謄本の写し等 指定相続人の場合:遺言書の写し等	長寿はつらつ課 14番 介護保険係 な 048-463-1951 な 048-463-1952

6. 福祉に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き手帳の返還

手続き詳細	期限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または 療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	速やかに
	手続き可能な方
	ご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳 または療育手帳	障害福祉課 12番 障害福祉係 公 048-463-1598

障害児福祉手当・特別障害者手当を受給していた

手続き

障害児福祉手当資格喪失届·特別障害者手当資格喪失届の提出 未支給分がある場合は請求書の提出

手続き詳細	期限
亡くなられた方が障害児福祉手当・特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未支給分の手当が	14日以内
あれば請求の手続きが必要です。 	手続き可能な方
	ご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
□ 未支給分がある場合は、ご親族の方の預金通帳など振込口座がわかるもの	障害福祉課 12番 障害給付係 ☎ 048-463-1599

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き

特別児童扶養手当受給者死亡届の提出、特別児童扶養手当証書の返還 未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出、受給 資格が継続する場合は認定請求書の提出

手続き詳細	期限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、 死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば 請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続き となります。	14日以内
必要なもの	手続き可能な方
□ 亡くなられた方の特別児童扶養手当証書 (支給停止もしくは提出済の方は不要) □ 未払い分がある場合は、対象児童名義の通帳など振込口座が	ご親族の方
	問い合わせ先
□ 木払い力がめる場合は、対象児童石銭の過帳など派込口座が □ わかるもの	障害福祉課 12番
 □ 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、	障害給付係
預金通帳など振込口座がわかるもの	☎ 048-463-1599

【児童が亡くなられた場合】

手続き

特別児童扶養手当資格喪失届(または額改定届)の提出、特別児童扶養手当証書の返還(未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出)

手続き詳細	期限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡 月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続 きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定	速やかに
の手続きとなります。 	手続き可能な方
	ご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
□特別児童扶養手当証書	障害福祉課 12番 障害給付係 ☎ 048-463-1599

6. 福祉に関する手続き

在宅重度心身手当を受給していた

手続き 在宅重度心身障害者手当喪失届の提出

手続き詳細	期限
亡くなられた方が在宅重度心身障害者手当を受給していた場合、死亡 月をもって受給資格が喪失となります。	速やかに
	手続き可能な方
	ご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
□ 未払い分がある場合はご親族の方の預金通帳など振込口座がわかるもの(※相続人の代表の方)	障害福祉課 12番 障害給付係 公 048-463-1599

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き 自立支援医療受給者証 (更生医療・精神通院・育成医療) の返還

期限
速やかに
手続き可能な方
ご親族の方
問い合わせ先
障害福祉課 12番 障害福祉係 ☎ 048-463-1598

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出

手続き詳細	期限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給の請求の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な方
	年金を受給する方または、 扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の死亡診断書 (原本) または死体検案書 (原本) □ 亡くなられた方の住民票 (除票) □ 年金を受給する方の住民票 □ 年金を受給する方の振込口座のわかるもの	障害福祉課 12番 障害給付係 公 048-463-1599

【年金を受給予定していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書の提出

手続き詳細	期限
1年以上加入した後、加入者より先に障害のある方が亡くなったときは、 加入期間に応じ弔慰金が支給されます。 なお、障害のある方が亡くなるまでに納めた掛け金は返金できません。	速やかに
なの、「年日のののカカル」と、は、日本ののでは、100、「日本ののでは、100、「日本ののでは、100、日本の	手続き可能な方
	年金加入者または、 扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の住民票 (除票) □ 掛金を支払っていた方の住民票 □ 掛金を支払っていた方の振込口座のわかるもの	障害福祉課 12番 障害給付係 公 048-463-1599

6. 福祉に関する手続き

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書の提出

手続き詳細	期限
年金は年金受給権者の死亡月まで支給されますので届出の手続きが	速やかに
必要です。	手続き可能な方
	ご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の住民票 (除票)	障害福祉課 12番 障害給付係 ☎ 048-463-1599

重度心身障害者医療費の助成を受けていた

手続き 重度心身障害者医療費助成受給者証の返却及び、資格喪失届の手続き

手続き詳細	期限
亡くなられた方が重度心身障害者医療費助成を受給していた場合、 死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収 書があれば請求の手続きが必要です。	速やかに
	ご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の重度心身障害者医療費助成受給者証 □ 未請求分の医療費領収書 □ 未請求分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの	障害福祉課 12番 障害福祉係 ☎ 048-463-1598

福祉タクシー券を利用していた

手続き 福祉タクシー券の喪失届と、未使用分の福祉タクシー券の返却

手続き詳細	期限
亡くなられた方が福祉タクシー券を利用していた場合、死亡日をもって 受給資格が喪失となります。未使用分の福祉タクシー券があれば返却 となります。	速やかに
	手続き可能な方
	ご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の未使用分の福祉タクシー券	障害福祉課 12番 障害給付金係 公 048-463-1599

交通費補助(自動車燃料費またはバス・鉄道共通ICカード利用料金)を受けていた

手続き 自動車燃料費またはバス・鉄道共通ICカード利用料金補助の喪失届

手続き詳細	期限
亡くなられた方が自動車燃料費またはバス・鉄道共通ICカード利用料金補助を受けていた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。 当該年度の請求が未請求の場合、補助対象の領収書あれば請求の手続	速やかに
	手続き可能な方
きが必要です。	ご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
□ 補助対象の未請求分の領収書 □ 未請求分がある場合は相続人の預金通帳など振込口座が わかるもの	障害福祉課 12番 障害給付係 公 048-463-1599

ア 児童通所施設を利用していた

手続き 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期限
亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、死亡日をもって 通所受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が亡く なった場合には通所受給者証の返却となります。	速やかに
	手続き可能な方
	ご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
□通所受給者証	障害福祉課 12番 障害福祉係 23 048-463-1598

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日を もって障害福祉サービス受給者証の返却となります。	速やかに
	手続き可能な方
	ご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	障害福祉課 12番 障害福祉係 ☎ 048-463-1598

7. こどもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 受給者変更手続き

手続き詳細	期限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、未支払いの児童手当及び受給 者の変更につき、手続きが必要となります。	原則、受給者が亡くなら れた日の翌日から数えて 15 日以内
	手続き可能な方
	受給者が亡くなられた後、 対象児童を監護する方
必要なもの	問い合わせ先
【受給予定者の場合】 □ 預金通帳など振込口座がわかるもの □ 本人確認書類	こども未来課 25番 こども給付係 ☎ 048-463-2834
【こどもの場合】 □ こども名義の預金通帳など振込口座がわかるもの □ 本人確認書類 ※受給年度の1月1日に海外にお住まいであった場合、別途 戸籍の附票が必要となります。	

こども医療費受給資格証を交付されていた

手続き 受給資格証の返納

手続き詳細	期限
こども医療費受給資格証を交付していた児童が亡くなられた場合、その 児童の受給資格証は死亡日を持って失効となりますので、返納してくだ さい。	原則、児童または、受給 資格者が亡くなられた日の 翌日から数えて 15 日以内
	手続き可能な方
	児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
□ こども医療費受給資格証 □ 手続きを行う人の本人確認書類	こども未来課 25番 こども給付係 ☎ 048-463-2834

児童扶養手当を受給・ひとり親家庭等医療費受給者証を交付されていた

手続き 受給者死亡届提出、受給者証の返納

手続き詳細	期限
受給者が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未払いの手当てがある場合は、別途手続きが必要ですので、こども未来課までご相談ください。	原則、受給者が亡くなら れた日の翌日から数えて 15 日以内
ひとり親家庭等医療費受給者証を交付していた方が亡くなられた場合、	手続き可能な方
その受給者証は死亡日をもって失効となりますので、返納してください。	・受給者 ・受給者が亡くなられた後、 対象児童を監護する方
必要なもの	問い合わせ先
□ 手続を行う人の本人確認書類 □ ひとり親家庭等医療費受給者証	こども未来課 25番 こども給付係 ☎ 048-463-2834

養育医療券を交付されていた

手続き 受給券の返納、返納届提出の手続き

手続き詳細	期限
養育医療券を交付していた乳児が亡くなられた場合、その乳児の医療券は死亡日をもって失効となりますので、返納してください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な方
□乳児の養育医療券	乳児の保護者
│ □ 手続きを行う人の本人確認書類	問い合わせ先
	健康づくり課(保健センター内)保健係 な 048-465-8611

8. 上下水道に関する手続き

上下水道を使用していた

手続き 1 名義変更または水道使用中止の手続き

手続き詳細	期限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更又は水道使用中止の 手続きが必要となります。	死亡の事実が判明した時点でご 連絡ください。
右記連絡先へお電話ください。	手続き可能な方
	ご親族または同居者の方
必要なもの	問い合わせ先
	水道庁舎 3階 (朝霞市泉水2−13−1) 上下水道総務課 ☎ 048-462-3366

手続き② 口座振替用紙の提出

手続き詳細	期限
亡くなられた方の振替口座の変更が必要となります。所定の用 紙を送付いたしますので、右記連絡先へお電話ください。	死亡の事実が判明した時点でご 連絡ください。
	手続き可能な方
	ご親族または同居者の方
必要なもの	問い合わせ先
□ 銀行印 □ 預金通帳など口座番号がわかるもの	水道庁舎 3階 (朝霞市泉水 2 - 13 - 1) 上下水道総務課
	☎ 048-462-3366
MEMO	
MEMO	

上下水道を使用していた

手続き③ 受益者変更届の提出

手続き詳細	期限
下水道事業受益者負担金を納付中の受益者(納付義務者)が亡くなられた場合は、受益者の変更の手続きが必要となります。	受益者が亡くなられた日から10 日以内
所定の用紙を送付いたしますので、右記連絡先へお電話ください。	手続き可能な方
	ご親族または同居者の方
必要なもの	問い合わせ先
□変更届	水道庁舎 3階 (朝霞市泉水2-13-1) 上下水道総務課 ☎ 048-462-3366

手続き4 水道メーター撤去の申し出

手続き詳細	期限
工事等が必要になります。	なし
詳細につきましては、右記連絡先へお電話ください。	手続き可能な方
	ご親族または同居者の方
必要なもの	問い合わせ先
	水道庁舎 2階 (朝霞市泉水2-13-1) 水道施設課 ☎ 048-463-8699

手続き 5 水道 (給水装置) の所有者変更届の提出

手続き詳細	期限
亡くなられた方が水道(給水装置)の所有者の場合、	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
所有者の変更手続きが必要となります。 所定の用紙を送付いたしますので、右記連絡先へお電話	手続き可能な方
ください。	ご親族または同居者の方
必要なもの	問い合わせ先
□ 土地登記簿謄本の写し□ 売買契約書等の写し	水道庁舎 2階 (朝霞市泉水2−13−1) 水道施設課 ☎ 048-463-8699

8. 上下水道に関する手続き

浄化槽を使用していた

手続き 浄化槽管理者変更報告書の提出

手続き詳細	期限
浄化槽を使用していた場合、管理者の変更手続きが必要です。	死亡の事実が判明した時 点でご連絡ください
必要なもの	手続き可能な方
□変更届	ご親族または同居者の方
	問い合わせ先
	環境推進課 55番 環境対策係 公 048-463-1512

9. その他の手続き

遺品を廃棄したい

手続き

一般廃棄物処理業許可業者へ依頼または相続人ご自身でクリーンセンターへ直接搬入

手続き詳細	期限
 一般廃棄物処理業許可業者へ依頼する際は、依頼できる内容や料金が異なりますので、事前に各社へお問い合わせください。許可業者一覧は、市ホームページをご確認ください。 クリーンセンターへ直接搬入する場合は、必要なものをすべて揃えて、窓口でご提示ください。 ※詳細は市ホームページをご覧いただくか、事前にお問い合わせください。 	なし
必要なもの	手続き可能な方
□ 亡くなられた方が朝霞市在住であることが分かる書類 □ 当日窓口にお越しいただいた方の本人確認書類	相続人の方
相続人であることが分かる書類	問い合わせ先
□一一般廃棄物処理申請書	資源リサイクル課 (クリーンセンター 朝霞市大字浜崎390-45)

期限

できるだけ速やかに

9. その他の手続き

農地を所有していた

手続き農地相続の届出

手続き詳細	期限
農地の所有者が亡くなった場合には、農地法第3条の3第1項の規定による届出書を提出してください。	権利を取得したことを知っ た時点から10か月以内
必要なもの	手続き可能な方
□ 農地法第3条の3第1項の規定による届出書	農地を相続された方また は代理人(要委任状)
	問い合わせ先
	農業委員会事務局 56番 公 048-463-1906

市民農園を借りていた

手続き詳細

手続き 市民農園利用辞退手続き

市民農園を借りていた方が亡くなった場合は、市民農園を原状回復後、

市民農園利用辞退届を提出してください。 ※詳細についてはお問い合わせください。	
必要なもの	 手続き可能な方
□市民農園利用辞退届	ご親族の方
	問い合わせ先
	産業振興課 56番 農業振興係 ☎ 048-463-1904
MEMO	

9. その他の手続き

犬を飼っていた

手続き 飼い主の変更手続き

手続き詳細	期限
亡くなられた方が犬を飼っていた場合、飼い主の変更手続きが必要です。 ・新たな飼い主が市内在住の場合、手続きをお願いします。	速やかに
・新たな飼い主が市外在住の場合、お住まいの市区町村にご相談ください。(手続きで必要のため、犬鑑札や狂犬病予防注射済票は、大切に保管しておいてください。)	
必要なもの	手続き可能な方
	新たな飼い主
	問い合わせ先
	環境推進課 55番 環境推進係 公 048-463-1504

手続き 浜崎ドッグラン利用登録者の変更手続き

手続き詳細	期限
亡くなられた方が浜崎ドッグランを利用していて、新たな飼い主が 市内在住の方で、ドッグランの利用継続を希望される場合、手続き が必要です。 ※新たな飼い主が、市外在住の場合は、ドッグランの利用はできません。	速やかに
Marian Articles Art	手続き可能な方
□ 来庁される方の本人確認書類□ 亡くなられた方名義のドッグラン利用登録証(お持ちであ	新たな飼い主または同居人の方
れば) 	問い合わせ先
	環境推進課 55番 環境推進係 ☎ 048-463-1504

相談窓口のご案内

名称	相談内容	日時	場所	相談員	問い合わせ先
法律相談【予約制】	相続、離婚、多重債務など の法的なこと ※企業、法人などを除く 個人の相談に限る	毎週水・金曜日 《1組30分》 午前10時~正午 午後1時~3時	法律相談室 (市役所別館4階)	弁護士	地域づくり支援課 82463-2648
年金相談 【予約制】	・年金加入記録の確認や ねんきん定期便の見方 ・老齢年金の請求 ・仕事をしながらの年金 受給 ・遺族年金について ・障害年金の請求 など	毎月第 2・4 木曜日 午後 1 時~ 5 時	市民相談室 (市役所 1 階)	社会保険労務士	保険年金課 ☎ 463-1264
税務相談 【予約制】	納税および申告手続な ど、税務全般について	毎月第3月曜日 (祝日の場合は翌日) 午後1時~4時30分	市民相談室 (市役所 1 階)	関東信越税理士会 朝霞支部所属税理士	課税課 ☎463-2851
税務相談 (税理士会) 【予約制】	納税および申告手続な ど、税務全般について	毎週水曜日 午後1時30分~4時	関東信越税理士会 朝霞支部事務局 (幸町1-3-6 石川ビル2階)	関東信越税理士会朝霞支部所属税理士	関東信越税理士会 朝霞支部事務局 ☎465-0025
休日納税相談	・市税を納期限内に納税 できない方を対象とした 納付方法の相談について ・市税の納付	毎月第1・3日曜日 (5~7月は第4も実施) 午前8時30分~正午 ※1月・8月の第1日曜日 を除く	収納課(市役所2階)	収納課職員	収納課 ☎463-2023
福祉の総合相談 (生活困窮者 自立支援相談)	福祉に関する相談、生活や経済面に関する相談	毎週月~金曜日 午前8時30分 ~午後5時15分	福祉相談課 (市役所1階)	福祉相談支援員	福祉相談課 8 2 3 - 5 0 8 2
福祉についての相談	日常生活上の相談や生活 困窮に関する困りごとに ついて	毎週月~金曜日 午前8時30分 ~午後5時15分	総合相談支援係 (はあとぴあ3階)	社会福祉協議会職員	社会福祉協議会 地域福祉推進課 ☎486-2478
生活保護の相談	病気や失業などをはじめ 生活に困窮する世帯に対 する生活保護の相談	毎週月~金曜日 午前8時30分 ~午後5時15分	生活援護課(市役所4階)	生活援護課職員 並びに面接相談員	生活援護課 ☎463-1576 ☎463-1562 ☎423-0163
成年後見に関する 相 談	成年後見制度の説明や利 用に関する相談	毎週月~金曜日 午前8時30分 ~午後5時15分	福祉相談課 (市役所 1 階)	福祉相談課職員	福祉相談課
ひとり親家庭等相談 【予約制 注1】 注1:市ホームページに ある専用予約サイトか らの予約になります。	ひとり親家庭等の方の生活一般、就業、養育費や経済的支援に係る相談	毎週月~金曜日 午後5時~9時 毎週土日祝日 午前8時30分~午後9時 (年末年始を除く)	電話・メール ・ビデオ通話 (ZOOM)	外部委託相談員	てども未来課 ☎463-2834 市ホームページ 「ひとり親家庭等相談」
不動産無料相談【予約制】	不動産に関わる賃貸、売 買、またはトラブル等に ついて	毎月第2木曜日 (祝日の場合は第3木曜日) 午前10時〜正午	市民相談室 (市役所 1 階)	不動産相談員	(公社) 埼玉県宅地建物取引業 協会県南支部事務局 ☎468-1717
		随時 午前10時から午後4時 ※水・土・日曜日、祝日、年末 年始、お盆休みを除く	(公社)埼玉県宅地 建物取引業協会県 南支部		(公社) 埼玉県宅地建物取引業 協会県南支部事務局 ☎468-1717
空き家のワンス トップ 無料相談窓口 【予約制】	市内にある空き家の所有 者または管理者の方々を 対象にした空き家の管 理・売買・修繕等について の相談	随時 午前10時から午後4時 ※土・日曜日、祝日、年末年 始、お盆休みを除く	(一社)埼玉県建築 士事務所協会県南 支部	空き家相談員	(一社) 埼玉県建築士事務所協 会県南支部事務局 ☎461-4507
		随時 午前9時から午後6時 ※土・日曜日、祝日、年末年 始、お盆休みを除く	(一社)日本空家対 策協議会		(一社) 日本空家対策協議会 25 042-453- 8000

※ここに記載した相談窓口は一例です。他の各種相談窓口は、朝霞市ホームページをご覧ください



[※]日時等は変更される場合がありますので、ご利用の際は問い合わせ先へご確認ください。

[※]特に記載のないものは、祝日、年末年始はお休みです

亡くなられた方が会社員だった場合

亡くなられた方が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きを記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出		亡くなられた方が働いていた勤務先に、提出する 必要があります。
身分証明書 (社員証など) の返却		健康保険被保険者証や勤務先から貸与を受けていたもの等を返却してください。
国民健康保険などへの加入	速やかに	被扶養者だった場合は、勤務先の保険資格を喪失 しますので、他の医療保険制度へ加入する必要が あります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認 ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽや勤務先の保険組合などで、埋葬料の請求が可能です
遺族厚生年金の請求	5 年以内	【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、亡くなられた方の年金 手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明 書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座 【手続き先】 亡くなられた方の勤務先を所管する年金事務所 【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎 年金も支給されます。

亡くなられた方が個人事業主だった場合

亡くなられた方が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	
事業廃止届出書	速 677.1/C	税務署に提出します。
個人事業の 開業・廃業等届出書	1 か月以内	朝霞税務署
給与支払事務所等の 開設・移転・廃止届出書	1 加力以内	25 048-467-2211
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年3月15日まで	

MEMO

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

該当事項	\checkmark	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証		返納手続き	朝霞警察署
恩給を受給していた		総務省恩給相談窓口へお問い合わせください。	総務省恩給相談窓口 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・指定難病医療給付受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証		亡くなられた方の住所地 を管轄する健康福祉セン ター (保健所) へお問い 合わせください。	朝霞保健所 248-461-0468
預貯金口座など		口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など		死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社または代理店
損害保険など		名義変更、解約など	加入していた損害保険会社または代理店

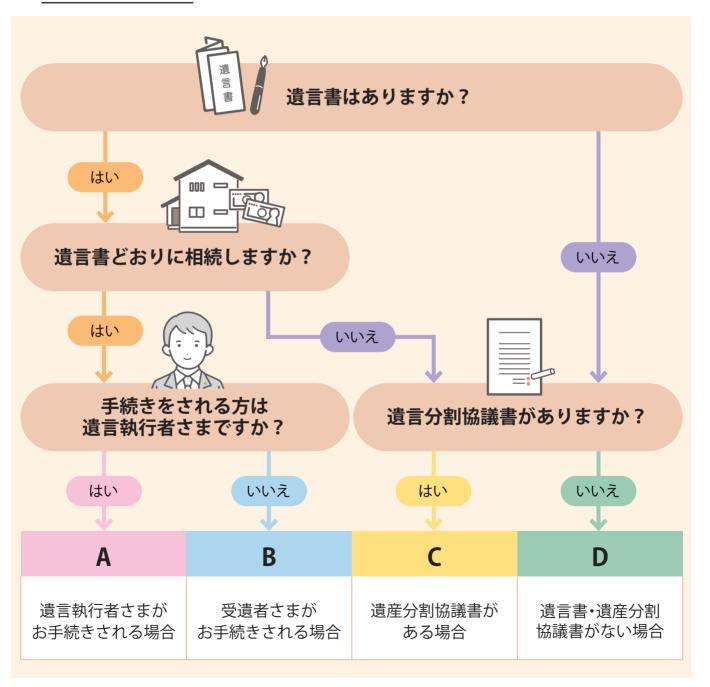
該当事項	$\overline{\mathbf{V}}$	主な手続き	問い合わせ先	
国税		相続税の手続き 所得税・消費税申告など	朝霞税務署	
不動産登記		土地・家屋などの所有者 移転 (相続) 登記など	さいたま地方法務局 志木出張所 ☎ 048-476-1230	
クレジットカード		解約		
固定電話、携帯電話		契約継承、解約		
インターネット			各契約会社	
電気・ガス		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
ケーブルテレビ		名義変更、解約 		
NHK 受信料			NHK 受信料の窓口	
なる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。 MEMO				
	•••••			
	•••••			
	•••••			
	•••••			

銀行口座凍結時の解除の方法

口座凍結解除の大まかな流れ

- 1. 金融機関窓口に口座凍結解除依頼
- 2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
- 3. 凍結解除に必要な書類を銀行に提出
- ※金融機関ごとに必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください

必要書類の準備



代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人(亡くなられた方)の通帳・証書、キャッシュカード 等	ご遺族
全員	被相続人(亡くなられた方)の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合:遺言執行者分 ・遺言書がない場合:相続人全員分	市区町村
A B	遺言書(原本)	ご遺族
A B	検認調書または検認済証明書(原本) ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
С	遺産分割協議書(原本)	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 (金融機関により名称が異なります)	各金融機関

•••••	•••••	 •••••	•••••	
•••••	•••••	 •••••		
	••••			
•••••	•••••	 •••••		
	••••			

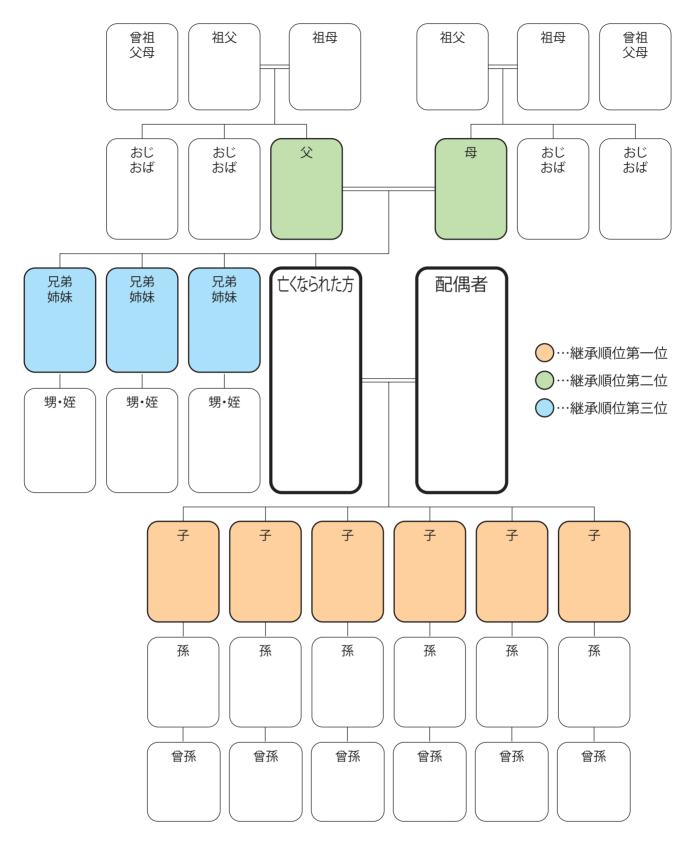
..... MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

項目	期日	備考
相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、亡くなられた方の 出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要で す。自治体の窓口で「相続に使用するため出生か ら死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れ ば取得できます。
遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査 してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してくだ さい。
遺言書の検認	速やかに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、 「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要 です。
相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
遺産分割協議(協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意 する必要があります。合意後、金融機関や自治 体などへ提出する為の遺産分割協議書の作成 が必要です。
相続放棄•限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要です。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

$\overline{\mathbf{V}}$	項目	期日	備考		
	所得税の準確定申告	4か月以内	年の途中で死亡した人の場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。		
	相続税の申告・納付	10か月以内	亡くなられた親や配偶者(被相続人)から、お金や土地などの財産を受け継いだ(相続した)場合、 その受け取った財産には、相続税がかかります。 詳しくは税務署にお問い合わせください。		
••••		······	1EMO		
•••••					
•••••					
•••••					
•••••		••••			
•••••		•••••			
•••••		•••••			
•••••					

家系図 (3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の P45・46 をご覧ください。

••••	•		•	•
	所在地	名義人	持ち分	備考
不 動 産		0 0 0 0		0 0 0 0 0
難産				
				•
預 貯 金	金融機関名	支店名	金額	備考
				• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
•••••	4 - 1			, a.e., a.e.,
その	名 称	内 容	保管場所など	備考
他の				
その他の資産				•
生				
	借入先	金額		備考
借入金・ローン				• • • • • • • • • • • • • • • • • • •
			•	• • • • • • • • • • • • • • • • • • •
生				•
命保	保障会社	種類•内容	受取人	備者
命保	保険会社	種類•内容	受取人	備考
命保険•指	保険会社	種類・内容	受取人	備考
命保険•損害保	保険会社	種類•内容	受取人	備考
生命保険・損害保険	保険会社			
	保険会社 基礎年金番号	種類·内容 種 類	受取人 受給金額	備 者 備 考
命保険•損害保険 公的年金				
公的年金				
公的年金				
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
公的年金 個人年金·企業年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
公的年金 個人年金·企業年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考

亡くなられた方の財産について

令和6年 4月1日から

不動産の相続登記のルールが大きく変わりました。



相続で不動産取得を知った日から3年以内に申請しなければなりません。正当な理由がなく義務に反した場合、10万円以下の過料の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、 次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ ①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ

登記申請書の作成

法務局 (登記所) 提出書類の作成

ステッフ

登記申請書の提出

法務局(登記所)へ提出

ステップ

登記完了

法務局(登記所)から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- ●早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。 相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- ●相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- ●法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない 不動産についても、登記が義務化されます。
- ●問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。 相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します!

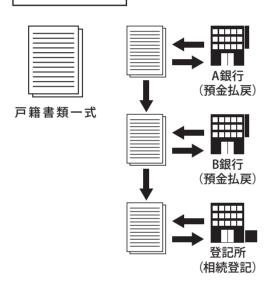
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を 何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

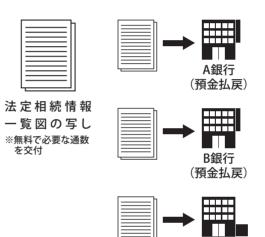
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいく つもある場合にお 勧めです。手続きが 同時に進められ、時 間短縮につながり ます。

制度の概要

①申出(法定相続人または代理人)

- 1.市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して 登記所に申出をします。



②確認・交付(登記所)

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、 戸除籍謄本などを返却します。



③利用

各種相続手続きにお使いください。



POINT

戸籍の収集や一覧 図の作成などの手 続きは専門家(※2) に依頼することも可 能です。

(※2) 弁護士、司法書士、 土地家屋調査士、 税理士、社会保険 労務士、弁理士、 海事代理士、行政 書士

法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

登記所

(相続登記)

法務局ホームページ

検索

工	红	41
<u> </u>	4-	狄
女		· V

	代	理	人	
(窓	ロに	来ら	れるだ	ī)

- ① <u>住</u> 所
 - ② 氏 名
- ③ 生年月日

私は、上記の者を代理人に選任し、次の権限を委任したのでお届けします。

委任事項

4

/ 委任したい事項は 個別に全てお書き 、ください。

④記載例

・住所異動届出の手続き ・住民票の請求 ・戸籍謄(妙)本の請求 など

※注意事項

- ・委任事項には「病気のため」等の委任する理由ではなく、委任する $\underline{\textbf{- 5.6.5}}$ **2** を明確に記載してください。
- ・白紙委任状等は認めておりません。

⑤令和 年 月 日

委 任 者 (委任する方本人)

<u>⑥</u>住 <u>所</u>

⑦氏 名

印

(委任者の氏名は委任者本人が自署し押印してください。)

8 生年月日

朝霞市長 宛

※①~8までの事項は**全て記載**してください。記載されていない項目がある場合は委任状として認められませんのでご注意ください。

発 行 朝霞市

編集/制作 株式会社鎌倉新書

発 行 年 2024年7月